

がんばろう！東北 せんぼくアートプロジェクト推進事業実施要領

1. 目的

がんばろう！東北 せんぼくアートプロジェクト推進事業（以下「事業」という。）は、市内のアーティスト等がそのネットワークを活用し、自主的に市民を巻き込んで行う創作活動や発表・展示等のイベントを通して、地域の魅力発信や継続的な賑わいの創出をする。また、アーティストネットワーク等による、新たな価値創造や市外活動者の移入につなげる。

2. 事務局

事務局は仙北市教育委員会生涯学習課内に設置する。

事業の推進にあたり、関連する課等の代表及びイベントに精通している市民による推進チームを構成し、運営を司る。

3. 事業内容

事業は、音楽・美術・映像等芸術文化に関わるイベントを通し、新しい産業及び雇用の創出、芸術・文化活動の向上、地域の魅力発信や継続的な賑わい創出のための事業提案を公募し、審査の上、支援の可否を決定する。

(1) 応募資格

目的を達成するため、芸術文化活動に意欲があり、事業の実施可能な個人または団体(以下「団体等」という。)。ただし、政治団体、宗教団体等に関係している等市長が適当でないと認めるものは除外する。

(2) 事業期間

事業期間は、毎年4月1日から翌年3月31日までの期間内とする。

(3) 審査・決定

応募された企画提案書等により、推進チームで審査を行い決定する。必要に応じプレゼンテーションを実施することもある。選考にあたっては、地域貢献性、独創性等を総合的に審査、決定し、がんばろう！東北 せんぼくアートプロジェクト推進事業支援決定通知(様式1)により通知をする。

(4) 事業実施

決定の通知を受けた団体等は、事務局と協議し、必要に応じて企画内容を調整のうえ、事業を開始する。事業終了後、速やかに業務完了報告書を提出しなければならない。

(5) 事業補助

事業補助額は、予算の範囲内において市長が決定した額とする。

a 事業実施に係る経費の総額から入場料収入、企業等協賛金等の収入を差し引いた額を上回らない範囲で、30万円を上限とする。

b 補助対象経費は、別表1に掲げるものとし、原則として別表2に掲げる算定基準により算定するものとする。なお、備品購入及び食糧費は対象外とする。

(6) 応募方法

がんばろう！東北 せんぼくアートプロジェクト推進事業提案書(様式2)に必要な事項を記入し事務局に提出することとする。

なお、提案者が応募のために支出した経費については負担しない。

4. 事業推進イメージ

事業推進のイメージは別図「イメージ図」とする。

5. その他

この要領に定めるもののほか、本事業の実施に関し必要な事項は別に定める。

附 則

この要領は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成23年11月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成24年4月1日から施行する。

別表1 補助対象経費

1	会場借り上げ料、会場設営、照明・音響設備の使用料、会場設備運搬等に要する経費
2	プログラム、ポスター、リーフレット、ガイドブック等広報宣伝に要する経費
3	会場看板等の作成に要する経費
4	講師等への謝金及び旅費交通費
5	その他事業の実施に要する経費で市長が認めたもの

別表2 補助対象経費の算定基準

項 目	基 準
講師等謝金	一人1日あたり3万円以内を原則とし、合計金額は補助金の50%以内とする。
旅 費	旅費は仙北市職員等の旅費に関する条例に準ずる。
その他	要した経費の全額とする。